

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2023年6月30日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 前田 信弘

1 業務概要

(1) 業務名 (高改修費) 首都高速道路の技術等に関する調査研究 (2023年度)

(2) 業務内容

本業務は、首都高速道路の建設及び保全をするに当たって生じる諸問題を調査研究するために設置している学識経験者、外部有識者及び関係機関の技術者からなる委員会等の運営、それに関する資料の取りまとめ、議事録作成等を行うものである。加えて、首都高速道路株式会社が保有しているWEBページ「首都高の技術」内の新技術情報システムの維持管理等を行うものである。

<業務内容>

① 委員会等の運営業務

1) 首都高速道路の構造技術に関する委員会 (2023年度)

本委員会は、首都高速道路株式会社が実施する各種設計要領では対応できない事象に対する研究や、道路の建設及び保全をする際に生じる技術的な諸問題について検討を行う。なお、委員会は年1回の開催、委員による個別指導を1時間実施することを想定している。

2) 首都高速道路の橋梁に関する委員会 (2023年度)

本委員会は、都市内高架橋に関する設計・施工技術等の重要な課題について審議・検討を行う。なお、委員会は年1回の開催、委員による個別指導を10時間実施することを想定している。

3) 景観向上に関する委員会 (2023年度)

本委員会は、供用路線及び新設構造物の景観向上等、景観に配慮する必要がある案件について審議を行う。なお、委員会は年2回の開催、委員による個別指導を31時間実施することを想定している。

4) 首都高速道路の舗装に関する委員会 (2023年度)

本委員会は、損傷に対する舗装材料(設計)、施工方法等について審議する。委員会は年1回の開催を予定している。また委員による個別指導を20時間実施することを想定している。

5) 電気通信設備の信頼性向上に関する検討委員会 (2023年度)

本委員会は、最新の技術動向を踏まえ今後の首都高速道路における施設管制・トンネル防災情報プラットフォーム構築や施設防災監視盤の在り方について審議する。なお、委員会は年2回の開催、幹事会は年2回の開催、委員及び幹事による個別指導を15時間実施することを想定している。

6) 都市トンネルの換気設計に関する調査研究（2023年度）

本委員会は、近年の自動車排出ガス量削減を受け、排煙を主目的とした換気運用及びこれに伴う換気設備更新等の検討を行う。なお、委員会は年2回の開催、幹事会は年2回、委員及び幹事による個別指導を15時間実施することを想定している。

7) 保全技術に関する検討部会（鋼構造部会）

本検討部会は、鋼構造物の疲労損傷に対し最新の知見及び技術による点検や補修・補強について検討を行う。なお、検討部会は年1回、委員による個別指導は4時間実施することを想定している。

8) 保全技術に関する検討部会（コンクリート構造部会）

本検討部会は、プレストレストコンクリート桁等を中心に床版、桁、橋脚等の構造物の全般の点検や補修・補強等の維持管理上の課題について審議を行う。なお、検討部会は年3回、委員による個別指導は2時間実施することを想定している。

9) 首都高速道路のトンネルに関する防災安全検討委員会（2023年度）

本委員会は、営業中のトンネルにおいて、安全、経済的、効率的なトンネル防災安全対策について検討を行う。なお、委員会は年1回の開催、委員による個別指導を10時間実施することを想定している。

10) 首都高速道路の大規模更新・修繕及び機能強化に関する技術検討委員会

本委員会は、首都高構造物の現状や新たに得られた知見等を踏まえながら、大規模更新・修繕事業及び機能強化について、具体的に実施すべき取り組みを検討する。なお、委員会は年1回の開催、委員による個別指導を33時間実施することを想定している。

② 新技術情報システムの維持管理等業務

首都高速道路株式会社が保有するWEBページ「首都高の技術 (<https://www.shutoko.jp/ss/tech-shutoko/>)」のうち、新技術情報の受付登録業務を実施する。受け付けた新技術情報は内容についてヒアリングを実施し精査した後に、当社の新技術の評価及び採用等について審議する社内の委員会（新技術活用検討会）に諮る。受付件数は年に7件、新技術活用検討会の付議は2回程度実施することを想定している。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から2024年9月30日まで

(4) その他

- ① 本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が70点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。
- ② 本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては4(1)に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第1）を提出するものとする。

- ③ 本業務は、担い手の育成支援を目的とした試行業務である。
- ④ その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 73 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 首都高速道路株式会社における 2023・2024 年度競争参加資格の「その他土木設計」の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項 1 (11) イの記載に抵触するものではないことに留意すること。
- (4) 業務実施上の条件

①法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2013年度以降に国、地方公共団体、高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡。以下同じ。）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州。以下同じ。）又は株式会社高速道路総合技術研究所のいずれかが発注した業務において、自動車専用道路（道法第48条の2第1項又は第2項により指定された道路をいう。以下同じ。）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第4条第1項により指定された道路をいう。以下同じ。）における計画、設計、施工又は維持管理に関する学識経験者等を含む委員会を複数件同時に運営し、完了した業務実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

②予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格（予定管理技術者）

技術士〔建設部門〕、RCCM又はこれと同等の能力と経験を有する技術者^{※1}

※1：「同等の能力と経験を有する技術者」とは以下のいずれかに該当する者を指す。

1. 学校教育法（昭和 22 年 法律第 26 号）による大学（大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）を卒業した後、高速道路株式会社、高速道路公社、国土交通省又は地方公共団体による道路の計画、設計、施工又は維持管理に関して、20 年以上の実務経験を有するもの。
2. その他の者に当たっては、高速道路株式会社、高速道路公社、国土交通省又は地方公共団体による道路の計画、設計、施工又は維持管理に関して、30 年以上の実務経験を有するもの。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ 業務実績（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）

2013年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：国、地方公共団体、高速道路株式会社、高速道路公社又は株式会社高速道路総合技術研究所のいずれかが発注した業務において、自動車専用道路又は高速自動車国道における計画、設計、施工又は維持管理に関する学識経験者等を含む委員会の運営業務

類似業務：道路^{※2}における計画、設計、施工又は維持管理に関する学識経験者等を含む委員会の運営業務

※2：「道路」とは、道路法第2条及び第3条に定める一般交通の用に供する道路をいう。

ハ 手持ち業務量（予定管理技術者）

2023年6月30日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2023年6月30日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない。）が契約金額で5億円又は契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

(5) 参加表明書の提出期限の日から見積開封のときまでに、当社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1) 技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者の年齢、管理技術者としての当社業務経験回数及び予定管理補助技術者の配置
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ③ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の同種類似業務の実績
- ④ 予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ⑤ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の当社

及び公的機関からの表彰経験

⑥ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）の当社での業務成績

(2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

①ヒアリング対象者

イ 予定管理技術者

ロ 予定管理補助技術者（配置する場合）

②評価項目

イ 専門技術力の確認

ロ 業務への取組姿勢の評価

ハ コミュニケーション力の評価

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社財務部契約課

〒100-8930

東京都千代田区霞が関1-4-1（日土地ビル8階）

TEL：03-3539-9319 FAX：03-3539-9566

(2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

①交付期間：2023年6月30日（金）から2023年7月20日（木）午後4時まで

②方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）

（<https://www.shutoko.co.jp/business/bid>）

③交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R等の配布）により無償で交付するので、上記（1）の担当課まで申し出ること。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：2023年6月30日（金）から2023年7月20日（木）午後4時まで
技術提案書（持参又は郵送により提出すること。）

〈持参の場合〉

・受付期間：2023年6月30日（金）から2023年7月20日（木）午後4時までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

・受付場所：上記4（1）に同じ。

〈郵送の場合〉

- ・受付期間：2023年6月30日（金）から2023年7月19日（水）まで
- ・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記4（1）に記載の担当部局まで連絡すること。
- ・受付場所：上記4（1）に同じ。

②紙入札による場合

〈持参の場合〉

受付期間、受付場所は、上記4（3）①〈持参の場合〉のとおり

〈郵送の場合〉

受付期間、郵送方法、郵送先は、上記4（3）①〈郵送の場合〉のとおり

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成要否 要（本件は電子契約を推奨する。）
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4（1）に同じ。
- (4) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (5) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。
電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）
（平日のみ午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））
Mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com
- (7) 見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記4（1）に掲げる担当課に照会すること。
- (9) 詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。